

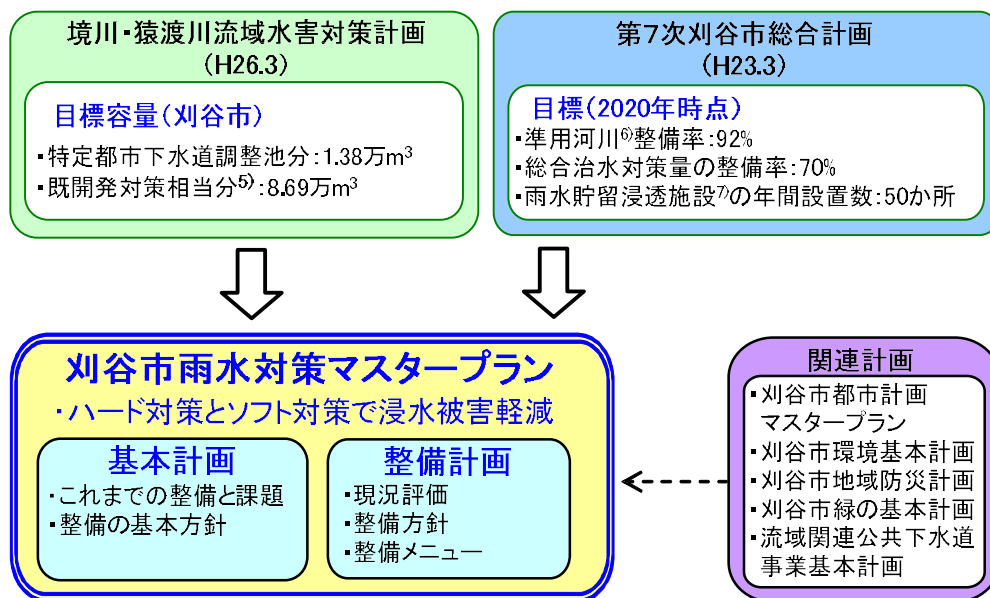
## 第1章 基本的事項

本計画は、「境川・猿渡川流域水害対策計画<sup>1)</sup>」や「第7次刈谷市総合計画」を踏まえて、基本的な施策目標と対策を明らかにし、総合治水対策<sup>2)</sup>を効果的かつ効率的に推進するために、「刈谷市雨水対策マスタープラン」として策定するものです。

水害に強いまちづくりの実現のために、「境川・猿渡川流域水害対策計画」を踏まえて、二級河川<sup>3)</sup>の整備と連携を図ることで、治水安全度を向上させます。

さらに、本市のまちづくりの根幹的事業の施策目標と対策を明らかにするために、「第7次刈谷市総合計画」並びに「刈谷市都市計画マスタープラン」等と整合を図り、市内の河川施設、下水道施設、流出抑制施設<sup>4)</sup>を整備します。

### ■1.1.1 刈谷市雨水対策マスタープランの位置付け



#### <用語説明>

- 1) 流域水害対策計画：特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された河川管理者、流域の都道府県、市町村及び下水道管理者が共同して策定する浸水被害の防止を図るための対策に関する計画。
- 2) 総合治水対策：河川、下水道の整備や雨水流出の抑制、水防体制の強化等により、浸水被害の発生及び拡大の防止を図るための総合的な治水対策。
- 3) 二級河川：一級水系以外の水系で、都道府県知事が管理している河川のこと。
- 4) 流出抑制施設：河川への雨水流出を抑制することを目的とした流域内の雨水貯留施設や雨水浸透施設等又はこれらを組み合わせた施設。
- 5) 既開発対応相当分：過去の計画上未対策となる都市化相当分に対して実施する流出抑制対策量。
- 6) 準用河川：河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川のこと。
- 7) 雨水貯留浸透施設：公園、学校、市営住宅等に設置する雨水を一時的に貯留する施設及び浸透ます、浸透管、浸透側溝、透水性舗装等により雨水を地中に浸透させる施設。